

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書
(第6号様式別表11) 記載の手引

(令和2年改正)

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(イ)又は(ロ)に掲げる法人にあっては第6号様式又は第6号様式(その2)に添付し、(ハ)又は(ニ)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (イ) 地方税法(以下「法」といいます。)第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。)の規定の適用を受けようとする法人
 - (ロ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人
 - (ハ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法施行令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。)の規定の適用を受けようとする法人
 - (ニ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法施行令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人

- (2) 「

第1号)
法第72条の2第1項 第3号	

 に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示してください。

- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。(4) 本都内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「債務の免除を受けた金額①」から「計④」までの各欄	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表7(3))の1から4までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表7の2付表5)の1から4までの各欄の金額を記載します。
2 「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」	法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人で、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表7(3))の6の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表7の2付表5)の6の欄の金額を記載します。
3 「当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額⑦」	第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額を記載します。
4 「⑦の金額を控除した後の所得⑨」	「1 この明細書の用途等」(1)(イ)又は(ロ)に掲げる法人が、第6号様式の⑥の欄の金額若しくは第6号様式別表5の②の欄の金額から⑦の欄の金額を控除した金額を記載します。
5 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」	「1 この明細書の用途等」(1)(ハ)又は(ニ)に掲げる法人が、第6号様式の⑥の欄の金額又は第6号様式別表5の②の欄の金額を記載します。
6 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」	「1 この明細書の用途等」(1)(イ)に掲げる法人にあっては④の欄の金額、⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち最も少ない金額を、「1 この明細書の用途等」(1)(ロ)に掲げる法人にあっては⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち少ない金額を記載します。
7 「④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」	「1 この明細書の用途等」(1)(ハ)に掲げる法人にあっては④の欄の金額、⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち最も少ない金額を、「1 この明細書の用途等」(1)(ニ)に掲げる法人にあっては⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち少ない金額を記載します。
8 ⑬から⑰の欄	法人税法第59条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

3 添付書類

法人税の確定申告の際に税務署に提出した別表等のうち、次のものの写しを添付してください。

- (1) 「1 この明細書の用途等」(1)(イ)又は(ロ)に掲げる法人
 - ・・・連結申告法人以外の法人にあっては別表7(3)、連結法人にあっては別表7の2付表5
- (2) 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類(会社更生等により債務の免除を受けた金額等の明細等に関する書類)(地方税法取扱通知(県)第3章第2節4の5の3(3))